

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 19 号	三田市民病院医師修学資金貸与条例の制定について
総 務 課	<p>【趣 旨】 将来三田市及び神戸市北区の指定病院において医師業務に従事しようとする者に修学資金を貸与し、その修学に資することで、当該病院の診療に従事する医師の確保を図るに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【内 容】 条例上の要件を満たす医学生に対し修学に必要な資金を貸与する。 大学の1年生～4年生：月額 125,000 円（年間 150 万円） 5年生～6年生：月額 175,000 円（年間 210 万円） 6年総額 1,020 万円を無利息で貸与する。貸与した資金について、三田市民病院及び指定病院のいずれかのうち被貸与者が希望する病院にて医師として貸与相当期間（貸与期間が4年未満の場合は4年）勤務した場合は、返還を免除する。</p> <p>【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日</p>